第三者の行為による傷病の治療に国民健康保険を使用する方へ

第三者の行為（交通事故等）による傷病の治療に国民健康保険を使用する場合は、下記チェック欄に印のある書類を**必ず**、区役所保険年金課まで提出してください。（ご提出いただけない場合、第三者の行為による傷病の治療に国民健康保険が使用できなくなることがあります。）

【交通事故の場合】

☐　　１　第三者行為による傷病届
☐　　２　同意書
☐　　３　第三者行為による損害賠償金納入誓約書（賠償責任者記入）
☐　　４　事故発生状況報告書
☐　　５　交通事故証明書（人身事故扱）－（注）（自動車安全運転センター発行のもの）

（注）交通事故証明書が物件事故扱の場合には、「交通事故証明書（物件事故扱）」に加えて、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。

【交通事故以外の場合】

☐　　１　第三者の行為による被害届
☐　　２　第三者の行為による被害届に関する同意書
☐　　３　第三者行為による損害賠償金納入誓約書（賠償責任者記入）
☐　　４　事故発生状況報告書

西区役所 保険年金課	〒331-8587	さいたま市西区西大宮３丁目４番２号	０４８（６２０）２６７３
北区役所 保険年金課	〒331-8586	さいたま市北区宮原町１丁目８５２番地１	０４８（６６９）６０７３
大宮区役所 保険年金課	〒330-0843	さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１	０４８（６４６）３０７３
見沼区役所 保険年金課	〒337-8586	さいたま市見沼区堀崎町１２番地３６	０４８（６８１）６０７３
中央区役所 保険年金課	〒338-8686	さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号	０４８（８４０）６０７３
桜区役所 保険年金課	〒338-8586	さいたま市桜区道場４丁目３番１号	０４８（８５６）６１８３
浦和区役所 保険年金課	〒330-9586	さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号	０４８（８２９）６１６２
南区役所 保険年金課	〒336-8586	さいたま市南区別所７丁目２０番１号	０４８（８４４）７１８３
緑区役所 保険年金課	〒336-8587	さいたま市緑区大字中尾９７５番地１	０４８（７１２）１１８３
岩槻区役所 保険年金課	〒339-8585	さいたま市岩槻区本町３丁目２番５号	０４８（７９０）０１７４